

# 豊丘村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年4月

## 1. 目標

豊丘村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、豊丘村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2. 策定内容

|          |  |
|----------|--|
| 位置付け     | 耐震改修促進計画(第Ⅲ期)の別紙に位置付ける。  |
| 緊急耐震重点区域 | 村内全域   |
| 対象建築物    | 緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅* (賃貸共同住宅を含む。)<br>※建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)以前に新築工事に着手した建築物に限る。     |
| 計画期間     | 令和3年度から令和7年度までとする。<br>ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。 |

## 3. 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和3年度取組内容  | 令和3年度目標   |
|----|--|---|
|    | <b>【財政的支援】</b><br>(1) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施<br>(2) 住宅の耐震設計費から耐震改修費に対する一部補助を実施<br><br><b>【普及啓発等】</b><br>(1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進<br>自治会を通じ、住宅所有者へ働きかける<br>(2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進<br>・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進<br>・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、通知による耐震改修促進を実施<br>(3) 改修事業者の技術力向上等<br>・県と協働して、耐震改修工法等に係る説明会を行う<br>・耐震改修事業者リストを作成し公表する | 住宅の耐震診断戸数：5戸<br>住宅の耐震改修工事戸数：3戸  |
|    |  | 前年度までの実績  |
|    |  | 令和2年度<br>住宅の耐震診断戸数：4戸<br>住宅の耐震改修工事戸数：2戸<br><br>平成31年度<br>住宅の耐震診断戸数：4戸<br>住宅の耐震改修工事戸数：1戸 |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>(4) 一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌を通じて耐震改修の必要性について周知する</li> <li>・ 有線放送を通じて耐震改修の必要性について周知する</li> <li>・ パンフレットを引き続き配布する</li> <li>・ 少なくとも年1回以上、一般住民を対象とした説明会等を行う。</li> </ul> |  |
|--|---|--|

|      |  |  |
|------|--|--|
| 自己評価 | 前年度（令和2年度）の取組実績  | 前年度（令和2年度）の課題  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制の整備</li> <li>・ 村広報誌・有線放送等による周知</li> <li>・ パネルの掲示</li> </ul> | 耐震診断から耐震改修へ繋がるように周知する必要がある。                              |
|      | 他…   | <p>改善策</p> <p>住宅所有者への周知を引き続き行うほか、耐震診断実施者への働きかけを強化する。</p> |